⑶　指名停止措置の状況　２⑺に該当し、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止について、本工事への競争参加を認める場合は、当該指名停止の期間１カ月当たり８点として、対象となる指名停止期間を合算し、技術点を減点する。特定ＪＶによる場合は、構成員ごとに受けた指名停止措置の期間を合算し、技術点を減点する。

なお、指名停止期間がひと月に満たない場合は、指名停止期間を当該対象月の暦日数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）で月数を算定する。また、指名停止措置による技術点の減点は、確認申請書等の提出期限から開札時までの間に指名停止措置を受けていた、あるいは受けた場合に対象となる。

⑷　総合評価の方法　総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

①　価格点の算定は、以下のとおりとする。

価格点＝100×（１－入札価格／予定価格）

（小数点以下第４位を四捨五入）

②　技術点の算定は、上記⑴の①及び②の評価項目について有用性・確実性等を評価した結果、得られた評価点数の合計値が最も高い者に技術点15点をそれぞれ付与し、その他の者は評価点数の合計値に応じ比例配分して求められる技術点を付与する（小数点以下第２位を四捨五入）。

⑸　技術提案の方法　技術提案は、別冊図面、別冊仕様書等及び入札説明書に基づき作成するものとする。

⑹　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認通知に併せて書面により通知する。技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑺　技術提案の履行の確保

①　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。

②　受注者の責により、入札時の技術提案事項（大項目）（技術点を得た提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。

請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×（当初の評価値－再計算後の評価値）／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

併せて、工事成績評定点を減じる措置を行うこととし、減点は、技術提案事項（大項目）毎に最大５点とする。

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

４　契約後ＶＥに関する事項（優遇措置）　本工事において契約後にＶＥ提案を行った者に対しては、その達成の程度により、機構が本工事の竣工後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。優遇される期間は、本工事が竣工（設備の引渡し後）した年度の翌年度から４年間とする。

５　入札手続等

⑴　契約担当窓口　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構　経営企画本部　技術管理室　契約企画課　青（あお）木（き）　電話048―600―6534（直通）、ＦＡＸ048―600―6588

本件に関する問い合わせは、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く10時から17時まで（12時から13時を除く。）とする。

⑵　入札説明書等の交付期間等

①　交付期間　平成30年３月13日（火）から平成30年５月７日（月）17時まで

②　交付方法　別途指定するアドレスからのダウンロードによる。なお、アドレス等については、⑴契約担当窓口まで問い合わせされたい。

③　交付費用　無料とする。

⑶　見積に必要な参考資料等の追加交付期間等　見積に必要な参考資料等の追加交付については、以下のとおり別途交付する。

①　交付期間　平成30年５月７日（月）から平成30年６月22日（金）17時まで

②　交付方法　別途指示するアドレスからのダウンロードによる。なお、アドレス等については、⑴契約担当窓口まで問い合わせされたい。

⑷　確認申請書等の提出方法等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。なお、紙媒体の提出と併せて、電子媒体でも提出すること。

②　提出期間　平成30年３月13日（火）から平成30年５月７日（月）17時まで。ただし、持参による場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

③　提出先　⑴契約担当窓口に同じ。

⑸　入札書の提出方法等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

②　提出期間　平成30年６月15日（金）から平成30年６月22日（金）17時までに⑴契約担当窓口に到着した入札書に限り有効とする。ただし、持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

③　提出先　⑴契約担当窓口に同じ。

⑹　開札日時等

①　開札日時　平成30年６月29日（金）10時00分

②　開札場所　独立行政法人水資源機構本社７階入札執行室

③　その他　入札書は、別途機構から配布する様式により、工事価格と点検価格の内訳が分かるよう提出すること。配布する入札書を使用しなかった場合は、当該入札は無効とする。

６　確認申請書等のヒアリング

⑴　確認申請書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。

⑵　ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。この場合、出席者は、確認申請書等の内容を説明できる者とする。

７　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

①　入札参加者は、入札保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

③　提出期間　平成30年６月15日（金）から平成30年６月22日（金）17時までに５⑴契約担当窓口に到着した入札保証金の納付等に係る書類等に限り有効とする。ただし、持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

④　提出先　５⑴契約担当窓口に同じ。

⑵　契約保証金　受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

８　開札　開札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

９　入札の無効等　競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札、競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに開札時において、「２　競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

10　落札者の決定方法　予定価格（工事価格と点検価格の総価）の制限範囲内で３．⑷の評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、３⑷の評価値が最も高い者を落札者とすることがある。